明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(3)　原子力船が係留する港湾　交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の原子力船の係留期間の日数を三で除して得た日数が二百日未満の場合は一・二（当該日数が零となる場合は一）、当該日数が二百日以上の場合は一・八

第一表　［略］

第二表　［略］

五　地域点数　次に掲げる事項の影響の程度に係る数値について、当該影響の程度が著しいものにあつては一・五とし、当該影響の程度が特に著しいものにあつては三・〇とし、それぞれの事項における当該数値を合算した数値

イ　飛行場等に係る関連市町村の法第四条に規定する第一種区域の交付年度の四月一日現在における人口の当該第一種区域の同日現在における面積に対する割合

ロ　飛行場等における航空機の地上での移動、航空機の整備並びに第五項第一号及び第二号に規定する航空機の運用及び管理により近隣住民に影響が生じる音響の強度及び頻度

ハ　飛行場等における航空機の地上での移動、航空機の整備及び第五項第一号に規定する航空機の運用及び管理により近隣住民に影響が生じる悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第二条第一項に規定する特定悪臭物質の濃度及び頻度又は同条第二項に規定する臭気指数の高さ及び頻度

ニ　令第十三条第三号に該当する防衛施設における回転翼航空機以外の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の頻度

ホ　航空機による射撃又は爆撃が実施される演習場で実施される第五項第二号に規定する航空機の運用及び管理により近隣住民に生じる音響の強度及び頻度

ヘ　第五項第三号に規定する航空機の運用及び管理により近隣住民に生じる音響の強度及び頻度

ト　令第十三条第四号に該当する防衛施設における航空機の地上での移動、航空機の整備並びに第五項第四号に規定する航空機の運用及び管理により近隣住民に生じる音響の強度及び頻度

六　特定防衛施設の訓練点数　次の表の上欄に掲げる令第十五条第七号の特定防衛施設の運用の態様の変更の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、飛行場等にあつては第四号イ(3)の配分点数を当該飛行場等に係る関連市町村の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、航空機による射撃又は爆撃が実施される演習場にあつては同号ロ(2)の配分点数を当該演習場に係る関連市町村の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、砲撃が実施される演習場等にあつては同号ハ(3)の配分点数を当該演習場等に係る関連市町村の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、港湾にあつては一・〇を、それぞれ乗じて得た数値

表　［略］

3　［略］

4　第一項の式により交付金を算定する場合において、第二項第二号の面積点数を基礎として算定した額、同項第三号の人口点数を基礎として算定した額、同項第四号の特定防衛施設の運用点数を基礎として算定した額、同項第五号の地域点数を基礎として算定した額及び同項第六号の特定防衛施設の訓練点数を基礎として算定した額のそれぞれに五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその金額を千円として計算するものとする。

［二の細分を加える。］

第一表　［同上］

第二表　［同上］

［号を加える。］

五　特定防衛施設の訓練点数　次の表の上欄に掲げる令第十五条第六号の特定防衛施設の運用の態様の変更の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、飛行場等にあつては前号ア(3)の配分点数を当該飛行場等に係る関連市町村の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、航空機による射撃又は爆撃が実施される演習場にあつては同号イ(2)の配分点数を当該演習場に係る関連市町村の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、砲撃が実施される演習場等にあつては同号ウ(3)の配分点数を当該演習場等に係る関連市町村の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、港湾にあつては一・〇を、それぞれ乗じて得た数値

表　［同上］

3　［同上］

4　第一項の式により交付金を算定する場合において、第二項第二号の面積点数を基礎として算定した額、同項第三号の人口点数を基礎として算定した額、同項第四号の特定防衛施設の運用点数を基礎として算定した額及び同項第五号の特定防衛施設の訓練点数を基礎として算定した額のそれぞれに五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその金額を千円として計算するものとする。